

多治見市消防職員服制及び被服貸与規則の一部改正について

パブリック コメント募集期間

令和8年5月8日(金) から 6月9日(火) まで

多治見市消防職員服制及び被服貸与規則に定めてある消防職員用アポロキャップ(略帽)の仕様を変更および一部の貸与物品について貸与期間を変更するため、同規則の一部を改正します。

このことについて、皆様のご意見を募集します。

【概要】

現行アポロキャップの仕様は、採用から20年以上経過しており一部は経年劣化等もみられることから、この度消防本部内にて仕様の見直しを実施し、より機能性が高い仕様への変更を決定しました。

また、一部の貸与物品について、貸与期間を「2年」としていたところ、「老朽、破損に応じて」に変更します。貸与物品の劣化については個人差のあるため、真に必要な物品を支給できる方法へと変更するものです。

このことから、消防職員用アポロキャップの仕様及び貸与期間について定めている「多治見市消防職員服制及び被服貸与規則」の一部改正を行います。

【意見提出方法】

消防課宛に、書面、郵送、FAX または電子メールでお願いします。

送付先 多治見市消防本部 消防課

〒507-0828 多治見市三笠町2丁目21番地

Fax 0572(21)0022

Mail t-fire@city.tajimi.gifu.jp

問合せ 消防総務課 寺井 電話 0572(22)9231 (課直通)

